

# 資料編

# I 洲本市総合基本計画審議会条例

平成18年2月11日条例第15号

改正

平成18年12月21日条例第274号

平成19年3月28日条例第1号

平成29年12月8日条例第26号

洲本市総合基本計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、洲本市総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(目的及び所掌事務)

第2条 審議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の円滑な運営を図るため、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市の基本構想に関すること。
- (2) 前号に基づく基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 10人以内
- (2) 関係行政機関の職員 5人以内
- (3) 市の職員(市長を除く。) 5人以内

2 前項の規定により任命又は委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命又は委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該事項に関する調査

が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の事務を処理するために、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、洲本市副市長、洲本市教育長及び市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

(委員の代理)

第9条 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる委員は、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、その所属行政機関の職員(以下「代理人」という。)をして、その職務を代理させることができる。この場合、代理人は、委員とみなす。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年2月11日から施行する。

附 則(平成18年12月21日条例第274号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(収入役に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の洲本市総合基本計画審議会条例の規定の適用については、収入役がその任期中に限り、なお従前の例により在職する場合は、同条例第7条第2項中「、洲本市副市長」とあるのは、「、洲本市副市長、洲本市収入役」とする。

附 則（平成19年3月28日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月8日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の洲本市総合基本計画審議会条例の規定は、平成29年11月1日から適用する。

## 2 「洲本市総合基本計画審議会」委員名簿

(敬称略)

No	所属	役職	氏名	備考
	<b>1号委員（学識経験のある者） 8人</b>			
1	洲本市農業委員会	会長	齋藤 文拓	
2	洲本市漁業振興対策協議会	会長	山本 浩之	
3	洲本商工会議所	会頭	琴井谷 隆志	
4	一般社団法人淡路島観光協会	会長	木下 学	
5	社会福祉法人洲本市社会福祉協議会	会長	廣地 タマヘ	
6	洲本市連合町内会	会長	田中 喜登	副会長
7	洲本市子育てネットワーク推進協議会	会長	小石 雅世	
8	京都橘大学工学部	教授	鈴木 克彦	会長
	<b>2号委員（関係行政機関の職員） 4人</b>			
1	淡路県民局交流渦潮室	室長	山内 喜夫	
2	淡路県民局洲本土木事務所	所長	田中 修平	
3	淡路県民局洲本農林水産振興事務所	所長	中島 達也	
4	淡路県民局洲本健康福祉事務所	所長	鷲見 宏	
	<b>3号委員（市の職員） 3人</b>			
1	洲本市	副市長	浜辺 学	幹事
2	洲本市	教育長	本條 滋人	
3	洲本市	理事兼財務部長	原 晃	

### 3 諮問

## 諮 問 書

洲 企 第 4 1 1 号  
令 和 4 年 9 月 1 4 日

洲本市総合基本計画審議会  
会長 鈴木 克彦 様

洲本市長 上崎 勝規

洲本市総合計画について（諮問）

洲本市総合基本計画審議会条例（平成 18 年条例第 15 号）第 2 条に基づき、  
洲本市総合計画について貴審議会の調査、審議を求めます。

## 4 答申

令和4年11月17日

洲本市長 上 崎 勝 規 様

洲本市総合基本計画審議会  
会 長 鈴 木 克 彦

### 新洲本市総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和4年9月14日付け、洲企第411号で諮問のありました新洲本市総合計画（後期基本計画）について、本審議会において慎重に審議しました結果、別添「新洲本市総合計画（後期基本計画）案」のとおり答申します。

なお、本審議会においては、答申をまとめる過程で様々な意見交換がなされましたが、総合計画の策定及び展開にあたって、下記に留意すべき意見をまとめましたので、これらの意見を十分に尊重いただき、まちづくりビジョンの将来都市像として掲げた『豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本』の実現に向けて最善を尽くされるよう要望します。

### 記

#### 1 社会状況の変化に合わせて

ますます加速する少子高齢化により、地域経済や社会保障などの面において、深刻な影響が及ぶことを懸念しています。また、全国的な災害リスクの高まりや、新型コロナウイルス感染症の拡大、ICTの発展などにより、市民の暮らしは大きく変化し、地域コミュニティのあり方も変容しつつあります。そのため、洲本市が上記のまちづくりビジョンに掲げたまちづくりを推進されるにあたり、現状及び課題を明確にした上で、戦略的な施策を展開されるよう検討されたい。

#### 2 持続可能な社会の実現に向けて

上述の社会動向を踏まえた上で、国際社会全体の共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の取組を意識し、誰ひとりとして取り残されない社会の実現に向けて、市民・地域・団体などと協力・連携して、まちづくりにおけるあらゆる局面に対し配慮・考慮していただきたい。

#### 3 「ずっと住みたいまち」をめざして

安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えるとともに、若者や高齢者、障害をもつ人など、誰もが主体的に社会と関わり、いきいきと住み続けられる仕組み・環境づくりを進めていただきたい。

## 5 「新洲本市総合計画（後期基本計画）」策定の経緯

### 《これまでの庁内での作業》

- ・前期基本計画振り返り作業の実施
- ・後期基本計画の骨子立案
- ・アンケート調査実施

第1回策定会議・策定主任者会 開催

### 【第1回審議会】

（開催日時）令和4年9月14日（水）

### 諮 問

- （主な内容）・総合計画の概要及び策定作業について
- ・前期基本計画の振り返りについて
  - ・後期基本計画の骨子案について

### 《庁内での検討》

第2回策定会議・策定主任者会 開催

### 【第2回審議会】

（開催日時）令和4年10月7日（金）

- （主な内容）・「新洲本市総合計画（後期基本計画）（案）」の提示について
- ・パブリックコメントの実施について

「新洲本市総合計画（後期基本計画）」パブリックコメント  
令和4年10月12日（水）～11月1日（火）

### 《庁内での検討》

第3回策定会議・策定主任者会 開催

### 【第3回審議会】

（開催日時）令和4年11月14日（月）

- （主な内容）・パブリックコメントの結果について
- ・「新洲本市総合計画（後期基本計画）」の最終案の提示について

### 答 申

令和4年11月17日（木）



## 6 洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部設置要綱

平成27年8月19日告示第51号

改正

平成29年3月31日告示第40号

洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部設置要綱

(設置)

第1条 人口減少、少子高齢社会の進展に対し、将来にわたり活力ある本市地域社会を持続、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出に向け、必要な取組を検討し、一体的な推進を図ることを目的として、洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び改訂に関すること。
- (2) 前号に関連する人口の現状及び将来の見通しを踏まえた人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (3) 総合戦略について施策の推進及び効果の検証並びに情報共有及び連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく総合的な施策の企画及び推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、洲本市部長会議規程（平成18年洲本市訓令第89号）第2条に規定する部長会議の構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部会議の進行は、本部長又は本部長が指名する者が行う。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を特別本部員として、本部会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 本部長から付託された事項を調査研究するため、本部に下部組織として別表左欄に掲げる4つの専門部会を置く。

2 専門部会は、総合戦略に盛り込むべき事項を分野別に調査検討するとともに、課題解決のための素案を作成し、本部長に報告する。

3 専門部会に部会長、副部会長及び部員を置き、それぞれ本部長が指名した職員をもって充てる。

4 部会長は専門部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 専門部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 専門部会の円滑な運営を図るため、別表左欄に掲げる専門部会の統括は、それぞれ別表右欄に掲げる課において行う。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

専門部会	統括課
創業・就労の促進	産業振興部商工観光課
定住・交流の促進	企画情報部魅力創生課
出産・子育て環境の充実	健康福祉部子ども子育て課
まちづくり・地域づくり	都市整備部都市計画課

## 7 「洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部」構成員名簿

(敬称略)

No	本部	組織・役職	氏名	備考
1	本部長	市長	上崎 勝規	
2	副本部長	副市長	浜辺 学	
3	本部員	教育長	本條 滋人	
4		教育次長	岩熊 隆之	
5		理事兼財務部長	原 晃	
6		企画情報部長	毛笠 錦哉	
7		総務部長	東田 光司	
8		市民生活部長	浦上 初美	
9		健康福祉部長	立石 公寿	
10		産業振興部長	伊達 克明	
11		産業振興部参事	山下 直樹	
12		都市整備部長	高町 直孝	
13		都市整備部参事	吉田 憲司	
14		都市整備部参事	川上 尚登	
15		会計管理者	郡 智代	
16		監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長	嵯峨 京子	
17	特別本部員	産業 洲本商工会議所 会頭	琴井谷 隆志	
18		産業 一般社団法人淡路島観光協会 会長	木下 学	
19		産業 淡路日の出農業協同組合 代表理事組合長	相坂 有俊	
20		行政 兵庫県淡路県民局 局長	藤原 祥隆	
21		学識 阪南大学 国際観光学部 教授	福本 賢太	
22		金融 三井住友銀行 洲本支店 支店長	森本 大介	
23		金融 淡路信用金庫 理事長	石村 健	
24		金融 淡陽信用組合 理事長	河本 晋一	
25		労働 洲本公共職業安定所 所長	山本 実	
26		言論 神戸新聞社 淡路総局 総局長	和田 和也	
27		住民 洲本市連合町内会 会長	田中 喜登	
28		住民 洲本市子ども会連絡協議会 監事	小石 雅世	
29	事務局	企画情報部企画課長	西原 健二	
30		企画情報部企画課政策調整係長	前川 美都子	
31		企画情報部企画課主任	野口 拓真	

## 8 「第3期洲本市総合戦略」策定の経緯

年月日	会議等	協議概要
R4.8.18~8.31	市民まちづくりアンケート調査の実施	
R4.8.24	第1回洲本市若手職員総合戦略ワーキンググループのワークショップ実施	
R4.10.1	第1回みんなで考える“ずっと住みたい洲本”市民ワークショップの実施	
R4.10.4	第2回洲本市若手職員総合戦略ワーキンググループのワークショップ実施	
R4.10.8	第2回みんなで考える“ずっと住みたい洲本”市民ワークショップの実施	
R4.10.12~10.16	広域WEBアンケート調査の実施	
R4.10.27	第3回洲本市若手職員総合戦略ワーキンググループのワークショップ実施	
R5.1.30	第1回洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部会議について</li> <li>・令和2年度から令和4年度までの新洲本市総合戦略の実績・総括について</li> <li>・地方創生推進交付金を活用した事業について</li> <li>・洲本市過疎地域持続的発展計画の達成状況の評価について</li> <li>・「洲本市人口ビジョン」及び「第3期洲本市総合戦略」の策定について</li> </ul>
R5.2.16	第3期総合戦略策定に係る議員との意見交換会	
R5.2.27~3.20	パブリックコメントの実施	
R5.3.23	第2回洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回本部会議の振り返りについて</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> <li>・第3期洲本市総合戦略(案)について</li> </ul>

新洲本市総合計画  
(後期基本計画)  
第3期洲本市総合戦略

令和5年3月発行  
洲本市 企画情報部 企画課  
〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号  
電話：0799-22-3321 FAX：0799-23-2340





